

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年4月7日(2025.4.7)

【公開番号】特開2023-99107(P2023-99107A)

【公開日】令和5年7月11日(2023.7.11)

【年通号数】公開公報(特許)2023-129

【出願番号】特願2023-73689(P2023-73689)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/353(2006.01)

A 6 1 K 47/38(2006.01)

A 6 1 K 9/10(2006.01)

A 6 1 K 47/26(2006.01)

A 6 1 K 47/44(2017.01)

A 6 1 K 47/02(2006.01)

A 6 1 P 27/04(2006.01)

A 6 1 P 27/02(2006.01)

A 6 1 K 47/04(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 31/353

A 6 1 K 47/38

A 6 1 K 9/10

A 6 1 K 47/26

A 6 1 K 47/44

A 6 1 K 47/02

A 6 1 P 27/04

A 6 1 P 27/02

A 6 1 K 47/04

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和7年3月28日(2025.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(E) - 2 - (7 - トリフルオロメチルクロマン - 4 - イリデン) - N - (7 - ヒドロキシ - 5, 6, 7, 8 - テトラヒドロナフタレン - 1 - イル) アセトアミド、またはその薬学的に許容可能な塩もしくは溶媒和物と、水溶性セルロース系高分子と、非イオン界面活性剤とを含む水性懸濁液剤。

40

【請求項2】

前記水溶性セルロース系高分子は、メチルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、およびヒドロキシプロピルセルロースからなる群より選択される、請求項1に記載の水性懸濁液剤。

【請求項3】

前記非イオン界面活性剤がチロキサポール、ポリソルベート80、モノステアリン酸ポリエチレングリコール、およびポリオキシエチレン硬化ヒマシ油からなる群から選択され

50

る少なくとも1種である、請求項1または2に記載の水性懸濁液剤。

【請求項4】

さらに亜鉛塩または銀塩を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の水性懸濁液剤。

【請求項5】

前記亜鉛塩が塩化亜鉛または硫酸亜鉛である、請求項4に記載の水性懸濁液剤。

【請求項6】

前記銀塩が硝酸銀である、請求項4に記載の水性懸濁液剤。

【請求項7】

前記(E)-2-(7-トリフルオロメチルクロマン-4-イリデン)-N-(7-ヒドロキシ-5,6,7,8-テトラヒドロナフタレン-1-イル)アセトアミドが、(E)-2-(7-トリフルオロメチルクロマン-4-イリデン)-N-((7R)-7-ヒドロキシ-5,6,7,8-テトラヒドロナフタレン-1-イル)アセトアミドである、請求項1～6のいずれか一項に記載の水性懸濁液剤。

10

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

本明細書において、「セルロース系高分子」とは、セルロースの水酸基が部分的に他の置換基に変換されたセルロース誘導体をいう。例えば、セルロース系高分子としては、メチルセルロース（以下、「MC」と表記することもある）、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、カルボキシメチルセルロース（以下、「CMC」と表記することもある）、エチルセルロース、プロピルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、スルホン化セルロース誘導体などが挙げられる。

20

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

セルロース系高分子がグルコースを基本単位とした直鎖状の水溶性高分子である場合、化合物(1)を含む水性懸濁液にセルロース系高分子を配合したとき、非イオン界面活性剤の存在下において、懸濁粒子の周囲にセルロース系高分子が適度に分布する。また、セルロース系高分子は、セルロース同士がシート構造を形成することが知られており、理論に縛られるものではないが、このシート構造が懸濁粒子を覆うように存在することで、粒子同士が適度な距離を保ち、かさ高い沈降層の形成に寄与すると考えられる。また理論に縛られるものではないが、懸濁粒子が沈降した際、懸濁粒子に対してセルロース系高分子を任意の濃度にするすることで、セルロース系高分子が適度な立体的な障害となり、かさ高い沈降層を形成し、良好な再分散性を有する水性懸濁液剤が調製できると考えられる。したがって、本開示の一実施形態において、セルロース系高分子を用いることで、優れた再分散性を有する水性懸濁液剤の調製が期待できる。

40